

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和2年8月6日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

※下線部は主な変更箇所

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、国では令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したが、その後5月25日に全国で緊急事態宣言が解除された。

本市においては、2月27日に高島市新型コロナウイルス感染症対策本部（3月26日に法第15条に基づく対策本部に移行）を設置し、その後、国の要請に基づき5月31日に廃止したところである。

そうした経過の中で、7月以降は全国的に感染者が再び急増しており、滋賀県内においても複数のクラスター事案が発生するなど、感染症の第2波が懸念される事態にあることから、8月6日にあらためて対策本部体制に移行し、今後の感染拡大防止や市民生活の安定に向けた対策を以下のとおり定める。

1. 学校等について

(1) 小・中学校

- ①夏季休業期間を短縮し、8月1日（土）から8月16日（日）までとし、8月17日（月）から2学期を開始する。
- ②冬季休業期間を短縮し、12月26日（土）から翌年1月4日（月）までとする。
- ③文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染症対策を講じる。また、暑さの厳しい8月から9月にかけての時期は、熱中症対策にも取り組む。

◆主な感染症対策について

- ・手洗いや手指消毒
- ・マスクの着用
- ・毎日の検温や健康チェック
- ・エアコンの使用時も含め、常時教室の換気
（2方向の窓を開け、扇風機や天井扇等による空気の循環）
- ・教室や共用物等の消毒

- ・感染リスクが高い3つの条件（密閉・密集・密接）の回避
- ・感染症に対する正しい理解と、差別やいじめを許さない指導

◆主な熱中症対策について

- ・エアコンの使用による温度管理
- ・周りとの距離を十分に保てる場合、マスクを外すこと可
- ・こまめな水分補給
- ・暑さに負けない体力づくり

◆その他

- ・感染拡大状況を踏まえ、学校行事の時期や内容等の見直しを行う。
- ・児童生徒・教職員に感染が確認された場合は、臨時休業等の措置を講じる。

(2) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドラインおよび、市内小中学校における感染症対策に準じ、園児がができる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じることとする。

また、夏季期間は、こまめな水分補給など熱中症にも十分注意し対策に取り組む。
私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

2. 公共施設における感染症対策について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、感染症対策マニュアルを遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに準じた対策に協力を求める。

3. まん延防止対策について

(1) 新しい生活様式の定着促進

感染拡大を予防するため、市民に対して、政府が示す「新しい生活様式」の普及と定着の促進を図る。

○基本的な感染症対策の徹底

- ・人と人との距離を十分にとり、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、基本的な感染症対策を実施する。
- ・夏季の熱中症発生リスクを避けるため、屋外等で人との距離を2 m以上確保できる場合は、マスクを一時的に外し適度な休息をとる。

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・地域の感染状況に注意し、県をまたぐ移動をする時などは、感染症対策が十分にとられていない施設の利用についても注意する。

(2) 感染症対策アプリケーションの積極的な活用

発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする等の基本的な取り組みのほか、国や県が提供する感染症対策のスマートフォンアプリ等を積極的に活用し、公共施設等への QR コードの掲示と来館者への登録呼びかけ等により、感染症拡大防止に努める。

- ・滋賀県新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

(3) お盆の時期における感染症対策

お盆の時期については、多くの方が都市部から市内に帰省をされる場合は以下の点について留意いただくこととする。

- ・お盆の行事などは出来るだけ広い部屋で、座り方の工夫や、換気の徹底をする。
- ・会食には大皿料理を避けて、たがいちがいに座るなど距離をとって会話する。
- ・集まる場合は体調に気配りし、少しでも体調に違和感がある場合は帰省を控える。
- ・家族に高齢者がいる場合は慎重に行動する。

(4) 災害時の避難行動

出水期に入り自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため、災害時の避難行動を推進する。

- ・避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。

4. 市が主催する会議やイベント等について

市が主催する会議やイベントについては、参加者の住所氏名連絡先の把握や「もしサポ滋賀」等の接触アプリを積極的に活用し、感染者が発生した場合の対策が迅速に対応できるようにする。

(1) 会議の開催における対策

- ・身体的距離を1 m以上（できれば2 m）確保し、3密を回避する。
- ・マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。

- ・会議時間の短縮や電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。
- ・感染症対策を十分にとることができない場合には、開催の中止や延期を行うか、書面表決等の方法を検討する。

(2) イベント等の開催における対策

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、前項に記載する対策をはじめ万全な感染予防対策を講じることを前提として実施する。

(3) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて対応いただくよう要請する。

5. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

6. 高島市民病院の医療体制について

高島市民病院は、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方はゾーニングした専用病床で、県のコントロールセンターの調整を踏まえて必要な治療を行う。また、外来での感染拡大を防ぐため入り口でのトリアージを継続して実施するほか、プレハブによる発熱外来を設置してインフルエンザの同時期での流行も想定し効率的な診療・検査を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止のため、保健所と相談し実施するPCR検査に加え、院内での迅速検査が可能な抗原検査を実施するとともに、病院独自のPCR検査についても10月を目処に実施に向けた体制の整備を進める。

7. 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

PCR検査は、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「重症化しやすい方（高齢者、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合」、また「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日

以上続く場合等)」があれば相談・受診につなげ、医師の判断のもとにPCR検査を受けていただくこととされている。

ただし、医療機関への直接の受診を控えていただくため「帰国者・接触者相談センター」(077-528-3621)を案内する。また、新型コロナウイルス感染症に対する一般的な相談は「一般電話相談窓口」(077-528-3637)を案内するとともに、その他の健康相談については、市役所健康推進課(0740-25-8110)で対応する。

8. 庁内の対応

来庁者や職員の感染防止を図るため、次の対応を行います。

- ・執務中、会議ではマスクの着用を徹底します。
- ・会議の開催にあたっては、人と人との距離を保ち、余裕をもった会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・消毒液を複数個所に設置し、窓口カウンター等の消毒を適宜行います。
- ・来客カウンターにはアクリルパネルを設置し、窓口での飛沫を防止します。

9. 市民生活支援にかかる市の独自支援策

(1) これまでに実施した支援策

▼たかしま応援プロジェクト(第1弾)

①地域通貨アイカの支給(1人当たり1万円)

- ・対象人数 47,886人(20,505世帯)
- ・予算額 497,000千円
- ・実施時期 5月18日(月)配布開始

②図書カードの支給(1人当たり3千円)

- ・対象者 0歳から18歳までの方
- ・対象人数 6,394人(3,625世帯)
- ・予算額 19,200千円
- ・実施時期 5月18日(月)配布開始

▼たかしま応援プロジェクト(第2弾)

休業要請に伴う県の感染拡大防止臨時支援金に、市が10万円を上乗せ

- ・支援金 中小企業 30万円(県20万円 市10万円)
個人事業主 20万円(県10万円 市10万円)
- ・市予算額 25,000千円
- ・実施時期 5月7日(木)~6月26日(金)

▼たかしま応援プロジェクト（第3弾）

各家庭や事業者の負担の軽減を図るため、外出自粛を強く要請してきた4月・5月の2か月分の水道料金および下水道使用料の基本料金分を免除する。

- ・減免見込み額 水道料金（6月請求分） 33,612千円
下水道使用料（7月請求分） 51,381千円 計 84,993千円

（2）新たに実施する支援策

▼たかしま応援プロジェクト（第4弾）

「高島がんばる事業者サポート給付金」

市内事業者の事業継続を支援するため、令和2年1月以降の任意の期間（1ヶ月）において、事業収入（売上）が前年同月に比べて30%以上減少している事業者に対して一律10万円を支給する。

- ・予算額 240,000千円（2,400事業者）
- ・実施時期 令和2年8月11日～令和3年1月15日

以上